

(建築基準法) 確認申請手数料、遠隔地割増手数料 新旧対照表 (令和7年4月1日施行)

旧

新

建築物に関する確認申請手数料

建築物に関する確認申請手数料

別表-1 (単位:円)

別表-1 (単位:円)

面積(m ²)	確認申請「審査手数料 + 構造審査手数料」			
	審査手数料			構造審査手数料 棟(exp-j含む) 毎に加算
	4号 (特例有の戸建 に限る) 型式認定	戸建住宅 兼用住宅	左欄以外	
0 ~ 100	23,000	36,000	46,000	20,000
100超~200	29,000	40,000	51,000	30,000
200超~300	39,000	50,000	65,000	40,000
300超~500	44,000	55,000	75,000	50,000
500超~1,000			105,000	65,000
1,000超~2,000			140,000	75,000
2,000超~3,000			180,000	90,000
3,000超~4,000			220,000	110,000
4,000超~5,000			250,000	120,000
5,000超~6,000			275,000	130,000
6,000超~7,000			300,000	140,000
7,000超~8,000			325,000	150,000
8,000超~9,000			350,000	160,000
9,000超~ 10,000			380,000	180,000
10,000超~ 15,000			450,000	200,000
15,000超~ 20,000			540,000	230,000
20,000超~ 50,000			680,000	280,000
50,000超			協議	協議

面積(m ²)	確認申請「審査手数料 + 構造審査手数料」				
	審査手数料			構造審査手数料	
	3号特例 (平屋かつ200㎡ 以下の戸建住宅) 又は型式認定	2号木造戸建 住宅 ※1	左欄以外	棟(exp-j含む) 毎に加算	
				仕様規定 等	構造計算
0 ~ 100	32,000	36,000	46,000	10,000	20,000
100超~200	40,000	40,000	51,000	20,000	30,000
200超~300		50,000	65,000	30,000	40,000
300超~500			83,000		55,000
500超~1,000			116,000		72,000
1,000超~2,000			154,000		83,000
2,000超~3,000			198,000		99,000
3,000超~4,000			242,000		121,000
4,000超~5,000			275,000		132,000
5,000超~6,000			303,000		143,000
6,000超~7,000			330,000		154,000
7,000超~8,000			358,000		165,000
8,000超~9,000			385,000		176,000
9,000超~ 10,000			418,000		198,000
10,000超~ 15,000			495,000		220,000
15,000超~ 20,000			594,000		253,000
20,000超~ 50,000			748,000		308,000
50,000超			協議		協議

特記事項<確認申請手数料関係>

※1 階数2以下、かつ300㎡以下又は平屋かつ200~300㎡が対象です。

特記事項<確認申請手数料関係>

- 1 既存の建築物に構造耐力に係る遡及適用等がある場合は、増築等に係る部分の床面積と当該既存の建築物の部分の床面積を合計した面積を適用します。
- 2 建築物の増築に係る審査手数料は、当該増築部分の面積と既存建築物の1/2の面積を合計した面積により、別表-1を適用します（要相談）
- 3 浄化槽保護の躯体について、1基5,000円の審査手数料がかかります。
- 4 用途変更の確認申請手数料は変更部分の面積を別表-1に基づき算定します。
- 5 構造審査手数料は、構造計算書（木造の壁量・1/4分割による簡易計算のものは除く）を添付されているものについて棟（exp-j含む）毎に加算します。
- 6 法第6条1項1号かつ法第20条四号（イ）で仕様規定を外れる構造計算書の添付を要するものについては別表-1の構造審査手数料がかかります。

- 1 既存の建築物に構造耐力に係る遡及適用等がある場合は、増築等に係る部分の床面積と当該既存の建築物の部分の床面積を合計した面積を適用します。
- 2 建築物の増築に係る審査手数料は、当該増築部分の面積と既存建築物の1/2の面積を合計した面積により、別表-1を適用します（要相談）
- 3 浄化槽保護の躯体について、1基5,000円の審査手数料がかかります。
- 4 **大規模修繕若しくは模様替え又は用途変更の確認申請手数料は変更部分の面積を別表-1に基づき算定します。**
- 5 構造審査手数料は、構造計算書（木造の壁量・1/4分割による簡易計算のものは除く）を添付されているものについて棟（exp-j含む）毎に加算します。
- 6 法第6条1項1号かつ法第20条四号（イ）で仕様規定を外れる構造計算書の添付を要するものについては別表-1の構造審査手数料がかかります。
- 7 **法第6条1項1号かつ法第20条四号（イ）で構造図の添付があるものについては、別表-1の構造審査手数料(仕様規定等)がかかります。**
- 8 **法第19条1項5号による擁壁(1m超～2m未満)について審査を希望する場合の別表-1の審査手数料に22,000円を加算する。**

(新設)

仕様基準による省エネ基準審査加算手数料

別表-2 (単位：円)

区分	加算手数料	
一戸建ての住宅	22,000	
共同住宅・長屋	基本手数料	戸当たり (M)
	60,000	2,500

特記事項<省エネ義務化加算手数料関係>

1. 基本手数料は、建築確認申請第4面の建築物の棟毎に加算します。
2. 外皮性能及び一次エネルギー消費性能は、いずれも仕様基準（平成28年国土交通省告示第266号）又は誘導仕様基準（令和4年国土交通省告示第1106号）となります。
3. 設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上のものに限り）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を活用する場合は、別の規程で定めます。

ルート2 基準審査手数料

別表-2 (単位：円)

棟毎の床面積 (㎡)	審査手数料 ※棟(exp-j含む)毎に加算
0～500	100,000
500超～1,000	120,000

ルート2 基準審査手数料

別表-3 (単位：円)

棟毎の床面積 (㎡)	審査手数料 ※棟(exp-j含む)毎に加算
0～500	100,000
500超～1,000	120,000

1,000 超～2,000	160,000
2,000 超～10,000	185,000
10,000 超～50,000	250,000
50,000 超	380,000

特記事項<ルート2 基準審査手数料関係>

1. 構造計算基準のうち、確認審査が比較的容易に出来るものの審査（ルート2 基準審査）について確認申請手数料（別表-1）の審査手数料と構造審査手数料の合計に加算します。

1,000 超～2,000	160,000
2,000 超～10,000	185,000
10,000 超～50,000	250,000
50,000 超	457,000

特記事項<ルート2 基準審査手数料関係>

1. 構造計算基準のうち、確認審査が比較的容易に出来るものの審査（ルート2 基準審査）について確認申請手数料（別表-1）の審査手数料と構造審査手数料の合計に加算します。

構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査手数料

別表-4（単位：円）

10,000 × 構造計算適合性判定に要する構造上の棟数

特記事項<構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査手数料関係>

1. 上記の手数料については別表-1 の「構造審査加算手数料」に加算する。

特殊な構造計画の審査加算手数料

別表-5（単位：円）

木質系混構造建築物	
丸太組構法	20,000
テント倉庫建築物	
限界耐力計算	30,000
その他特殊な構造計算と当社が判断したもの	協議

特記事項<特殊な構造計画の審査加算手数料関係>

2. 上記の手数料については別表-1 の「構造審査加算手数料」に加算する。
3. 特殊な構造計画の審査加算手数料は棟（exp-j 含む）毎に加算する。

消防同意事務手数料

別表-3（単位：円）

戸建住宅	2,000
上記以外	3,000

※原則、信書便とし、他の方法で行う必要がある場合は別途協議とします。

特記事項<消防同意事務手数料関係>

1. 消防長等の同意を要する確認申請について加算します。

消防同意事務手数料

別表-6（単位：円）

戸建住宅	2,000
上記以外	3,000

※原則、信書便とし、他の方法で行う必要がある場合は別途協議とします。

特記事項<消防同意事務手数料関係>

1. 消防長等の同意を要する確認申請について加算します。

<p>天空率の審査</p> <p>天空率採用の場合は天空率審査手数料として当該物件の確認申請手数料（構造審査手数料を除く）の10%または5,000円のいずれか高い金額を加算します（道路、隣地、北側、の斜線毎）。</p>	<p>天空率の審査</p> <p>天空率採用の場合は天空率審査手数料として当該物件の確認申請手数料（構造審査手数料を除く）の10%または10,000円のいずれか高い金額を加算します（道路、隣地、北側、の斜線毎）。</p>													
<p>（新設）</p>	<p>福祉のまちづくり審査手数料</p> <p>別表-7（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="1350 573 2442 716"> <thead> <tr> <th>延べ床面積（㎡）</th> <th>審査手数料</th> <th>検査手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～500</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>500超～</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>特記事項＜福祉のまちづくり審査手数料関係＞</p> <p>1. 福祉のまちづくり審査対象物件について加算します。</p>	延べ床面積（㎡）	審査手数料	検査手数料	0～500	5,000	5,000	500超～	10,000	10,000				
延べ床面積（㎡）	審査手数料	検査手数料												
0～500	5,000	5,000												
500超～	10,000	10,000												
<p>特定天井の審査</p> <p>特定天井審査手数料については、対象部分の面積の2倍の面積を別表-1の構造審査手数料に基づき算出し加算します。</p>	<p>特定天井等の審査加算手数料</p> <p>別表-8（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="1359 940 2442 1125"> <thead> <tr> <th>対象面積の合計（㎡）</th> <th>特定天井</th> <th>落下防止措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200超～500</td> <td>110,000</td> <td>216,000</td> </tr> <tr> <td>500超～1000</td> <td>165,000</td> <td>327,000</td> </tr> <tr> <td>1000超～</td> <td>221,000</td> <td>433,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>特記事項＜特定天井等の審査加算手数料関係＞</p> <p>1. 特定天井等の審査対象物件について加算します。</p>	対象面積の合計（㎡）	特定天井	落下防止措置	200超～500	110,000	216,000	500超～1000	165,000	327,000	1000超～	221,000	433,000	
対象面積の合計（㎡）	特定天井	落下防止措置												
200超～500	110,000	216,000												
500超～1000	165,000	327,000												
1000超～	221,000	433,000												
<p>あらかじめ検討事項の審査</p> <p>あらかじめの検討資料添付の場合に加算する審査手数料については別途協議とします。</p>	<p>あらかじめ検討事項の審査</p> <p>あらかじめの検討資料添付の場合に加算する審査手数料については別途協議とします。</p>													
<p>建築物に関する計画変更確認申請手数料</p> <p>計画変更確認申請手数料は、申請1件につき次の通り算定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 直前の確認済証の交付を当社から受けている建築物の計画変更に係る確認申請手数料は、原則として当該変更に関する部分の面積の1/2を別表-1により算出します。 直前の確認済証の交付を当社から受けていない建築物の計画変更確認申請の申請手数料は、当該建築物の延べ床面積を別表-1に基づき算出します。 	<p>建築物に関する計画変更確認申請手数料</p> <p>計画変更確認申請手数料は、申請1件につき次の通り算定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 直前の確認済証の交付を当社から受けている建築物の計画変更に係る確認申請手数料は、原則として当該変更に関する部分の面積の1/2を別表-1により算出します。 直前の確認済証の交付を当社から受けていない建築物の計画変更確認申請の申請手数料は、当該建築物の延べ床面積を別表-1に基づき算出します。 													
<p>建築物に関する検査申請手数料一覧表</p>	<p>建築物に関する検査申請手数料一覧表</p>													

別表-4 (単位：円)

面積 (㎡)	中間・完了検査					
	中間検査手数料		完了検査手数料			
	検査部位までの面積による		当社で中間検査を行った場合		中間検査が無い場合	
4号 (特例有の 戸建に限 る) 型式認 定	左記以外	4号 (特例有の 戸建に限 る) 型式認 定	左記以外	4号 (特例有の 戸建に限 る) 型式認 定	左記以外	
0～100	25,000	34,000	30,000	40,000	36,000	48,000
100超～ 200	28,000	45,000	35,000	47,000	42,000	56,000
200超～ 300	35,000	58,000	45,000	66,000	54,000	79,000
300超～ 500	42,000	65,000	50,000	80,000	60,000	96,000
500超～ 1,000		87,000		120,000		144,000
1,000超～ 2,000		131,000		165,000		198,000
2,000超～ 3,000		148,000		192,000		230,000
3,000超～ 4,000		158,000		206,000		247,000
4,000超～ 5,000		171,000		222,000		266,000
5,000超～ 6,000		195,000		243,000		292,000
6,000超～ 7,000		206,000		255,000		306,000
7,000超～ 8,000		216,000		267,000		320,000
8,000超～ 9,000		225,000		277,000		332,000

別表-9 (単位：円)

面積 (㎡)	中間・完了検査					
	中間検査手数料		完了検査手数料			
	検査部位までの面積による		当社で中間検査を行った場合		中間検査が無い場合	
3号特例 (平屋かつ 200㎡以下 の戸建住宅 又は型式認 定)	左記以外	3号特例 (平屋かつ 200㎡以下 の戸建住宅 又は型式認 定)	左記以外	3号特例 (平屋かつ 200㎡以下 の戸建住宅 又は型式認 定)	左記以外	
0～100	27,000	36,000	28,000	40,000	34,000	48,000
100超～ 200	30,000	45,000	33,000	47,000	39,000	56,000
200超～ 300		58,000		66,000		79,000
300超～ 500		65,000		80,000		96,000
500超～ 1,000		95,000		132,000		158,000
1,000超～ 2,000		141,000		182,000		218,000
2,000超～ 3,000		162,000		211,000		253,000
3,000超～ 4,000		174,000		227,000		272,000
4,000超～ 5,000		188,000		244,000		293,000
5,000超～ 6,000		215,000		267,000		321,000
6,000超～ 7,000		227,000		281,000		337,000
7,000超～ 8,000		238,000		294,000		352,000

9,000 超～ 10,000		233,000		289,000		346,000
10,000 超 ～15,000		245,000		324,000		389,000
15,000 超 ～20,000		320,000		344,000		440,000
20,000 超 ～50,000		380,000		480,000		576,000
50,000 超		協議		協議		協議

※中間または完了検査で、当該検査場所が遠隔地域となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料（別表-12）が加算されます。

特記事項＜検査申請手数料関係＞

1. 中間検査において、工法上等の理由から一括検査を受験できない場合の対応について、2 回目以降の検査手数料は、追加料金として実質その都度検査を行う床面積の 1/4 の面積を、別表-4 に基づき算出します。ただし、工区分けをしても全ての工区の検査が必要な行政区域の物件については、検査毎（工区毎）の床面積を同じく別表-4 に基づき算出します。
2. 「階数が 3 以上である共同住宅の床及び梁に鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程」において工区分けを行う場合は、検査毎（工区毎）の床面積を 別表-4 に基づき算出します。
3. 豊中市における建て方の特定工程「屋根工事」の中間検査手数料の算定については協議とします。
4. 直前の確認済証または直前の中間検査合格証の交付を当社から受けていない中間検査の申請手数料は、中間検査手数料（別表-4）に基づき算出した金額に確認申請手数料（別表-1）、（別表-2）に基づき算出した金額を合算した金額とします。
5. 棟が複数あり、そのうちのいずれかの棟が仮使用検査を受け、その検査に当社検査員が立ち会った場合、後の完了検査手数料は各棟毎の面積を別表-4 に基づき算出します。
6. 増築の完了検査手数料は、当該増築に係る建築物の部分の面積と、当該既存建築物の 1/2 の面積を合計した面積を別表-4 に基づき算定します。
7. 直前の確認済証または直前の中間検査合格証の交付を当社から受けていない完了検査の申請手数料は、完了検査手数料（別表-4）に基づき算出した額に確認申請手数料（別表-1）、（別表-2）に基づき算出した金額を合算した金額とします。
8. 完了検査時に検査員から「確認審査等に関する指針（告示第 835 号第三第 4 第三号）」に基づき追加説明書等の提出を指示されたものは計画変更と同様に扱い、当該変更に係る部分の面積の 1/2 の面積を確認申請手数料（別表-1）に基づき算出します。

8,000 超～ 9,000		248,000		305,000		365,000
9,000 超～ 10,000		256,000		318,000		381,000
10,000 超 ～15,000		270,000		356,000		428,000
15,000 超 ～20,000		352,000		378,000		484,000
20,000 超 ～50,000		418,000		528,000		634,000
50,000 超		協議		協議		協議

※中間または完了検査で、当該検査場所が遠隔地域となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料（別表-18）が加算されます。

特記事項＜検査申請手数料関係＞

1. 中間検査において、工法上等の理由から一括検査を受験できない場合の対応について、2 回目以降の検査手数料は、追加料金として実質その都度検査を行う床面積の 1/4 の面積を、別表-9 に基づき算出します。ただし、工区分けをしても全ての工区の検査が必要な行政区域の物件については、検査毎（工区毎）の床面積を同じく別表-9 に基づき算出します。
2. 「階数が 3 以上である共同住宅の床及び梁に鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程」において工区分けを行う場合は、検査毎（工区毎）の床面積を 別表-9 に基づき算出します。
3. 豊中市における建て方の特定工程「屋根工事」の中間検査手数料の算定については協議とします。
4. 直前の確認済証または直前の中間検査合格証の交付を当社から受けていない中間検査の申請手数料は、中間検査手数料（別表-9）に基づき算出した金額に確認申請手数料（別表-1）、（別表-3）に基づき算出した金額を合算した金額とします。
5. 棟が複数あり、そのうちのいずれかの棟が仮使用検査を受け、その検査に当社検査員が立ち会った場合、後の完了検査手数料は各棟毎の面積を別表-9 に基づき算出します。
6. 増築の完了検査手数料は、当該増築に係る建築物の部分の面積と、当該既存建築物の 1/2 の面積を合計した面積を別表-9 に基づき算定します。
7. 直前の確認済証または直前の中間検査合格証の交付を当社から受けていない完了検査の申請手数料は、完了検査手数料（別表-9）に基づき算出した額に確認申請手数料（別表-1）、（別表-2）に基づき算出した金額を合算した金額とします。
8. 完了検査時に検査員から「確認審査等に関する指針（告示第 835 号第三第 4 第三号）」に基づき追加説明書等の提出を指示されたものは計画変更と同様に扱い、当該変更に係る部分の面積の 1/2 の面積を確認申請手数料（別表-1）に基づき算出します。

9. 中間検査または完了検査の再検査を行う場合の再検査手数料については協議とします。なおその場合の手数料は、中間検査または完了検査手数料の30%を下限とし、遠隔地割増手数料については全額とします。

9. 中間検査または完了検査の再検査を行う場合の再検査手数料については(別表-9)の1/2とし、遠隔地割増手数料については全額とします。

仮使用認定の申請手数料

1. 仮使用認定申請手数料は仮使用認定を受ける部分の面積を別表-1の審査手数料に基づき算出した金額に別表-4の完了検査申請手数料に基づき算出した金額を加算します。
2. 仮使用認定を受けた建築物の完了検査申請手数料は当該建築物の延べ面積から仮使用認定を受けた部分の面積を差し引いた面積を別表-4の完了検査申請手数料に基づき算出します。
3. 直前の確認済証または直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない仮使用認定の申請手数料は、仮使用認定を受ける部分の面積を完了検査申請手数料(別表-4)に基づき算出した金額に当該申請に係る建築物の床面積の合計を確認申請手数料(別表-1)、(別表-2)に基づき算出した金額を合算します。

※仮使用認定に伴う現場検査において当該検査場所が遠隔地域となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料(別表-12)が加算されます。

仮使用認定の申請手数料

1. 仮使用認定申請手数料は仮使用認定を受ける部分の面積を別表-1の審査手数料に基づき算出した金額に別表-9の完了検査申請手数料に基づき算出した金額を加算します。
2. 仮使用認定を受けた建築物の完了検査申請手数料は当該建築物の延べ面積から仮使用認定を受けた部分の面積を差し引いた面積を別表-9の完了検査申請手数料に基づき算出します。
3. 直前の確認済証または直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない仮使用認定の申請手数料は、仮使用認定を受ける部分の面積を完了検査申請手数料(別表-9)に基づき算出した金額に当該申請に係る建築物の床面積の合計を確認申請手数料(別表-1)、(別表-3)に基づき算出した金額を合算します。

※仮使用認定に伴う現場検査において当該検査場所が遠隔地域となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料(別表-18)が加算されます。

建築物省エネルギー適合判定対象物件の完了検査加算料

別表-5 (単位:円)

延べ面積 (㎡)	完了検査加算手数料
0~500	20,000
500超~1,000	30,000
1,000超~2,000	40,000
2,000超~3,000	50,000
3,000超~5,000	60,000
5,000超~8,000	70,000
8,000超~10,000	80,000
10,000超~20,000	90,000
20,000超~50,000	110,000
50,000超	協議

建築物省エネルギー適合判定対象物件の完了検査加算料

別表-10 (単位:円)

延べ面積 (㎡)	完了検査加算手数料	
	戸建住宅	左欄以外
0~100	11,000	20,000
100超~200	13,000	
200超~300	18,000	
300超~500	20,000	22,000
500超~1,000		33,000
1,000超~2,000		44,000
2,000超~3,000		55,000
3,000超~5,000		66,000
5,000超~8,000		77,000
8,000超~10,000		88,000
10,000超~20,000		99,000
20,000超~50,000		110,000
50,000超		協議

※棟が複数ある場合は事前にご相談下さい。

※棟が複数ある場合は事前にご相談下さい。

※完了検査に遠隔地割増料金がかかる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」の当該料金の150%とします。

※仮使用の場合は事前にご相談下さい。

特記事項<建築物省エネルギー適合判定対象物件手数料関係>

建築物省エネルギー適合判定対象物件の完了検査加算手数料は別表-4の完了検査手数料に基づき算出した金額に別表-5に基づき算出した金額を加算します。

※戸建住宅、共同住宅の場合で、当機関で建設評価書おけるエネルギー対策（断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上のものに限り）を受けた場合に限り、本表に係わず、加算しません。

※建築物省エネ適合性判定対象物件で当社が複数名で検査を行う必要があると判断した場合の遠隔地割増手数料は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に定める額の150%とします。

※仮使用の場合は事前にご相談下さい。

特記事項<建築物省エネルギー適合判定対象物件手数料関係>

建築物省エネルギー適合判定対象物件の完了検査加算手数料は別表-9の「完了検査手数料」に基づき算出した金額に別表-10に基づき算出した金額を加算します。

軽微な変更に関する審査手数料

別表-6（単位：円）

延べ面積（㎡）	軽微な変更審査手数料	
0～200	2,000	
200超～500	3,000	
500超	変更項目が一の階に係るもの	3,000
	変更項目が二の階に係るもの	5,000
	変更項目が三の階以上に係るもの	別表-1の審査手数料×10%

※昇降機を除く。

特記事項<建築物省エネルギー適合判定対象物件手数料関係>

建築物省エネルギー適合判定対象物件について軽微な変更があった場合の審査手数料は下記の通りとします。

- 軽微な変更「ルートA」は「建築物省エネルギー適合性判定業務規程別表3」により算出した税抜き金額の10%とします。
- 軽微な変更「ルートB」は「建築物省エネルギー適合性判定業務規程別表3」により算出した税抜き金額の20%とします。

軽微な変更に関する審査手数料

別表-11（単位：円）

延べ面積（㎡）	軽微な変更審査手数料	
0～200	2,000	
200超～500	3,000	
500超	変更が1項目に係るもの	3,000
	変更が2項目に係るもの	5,000
	変更が3項目以上に係るもの	別表-1の審査手数料×10%

※昇降機を除く。

特記事項<建築物省エネルギー適合判定対象物件手数料関係>

建築物省エネルギー適合判定対象物件について軽微な変更があった場合の審査手数料は下記の通りとします。

- 軽微な変更「ルートA」の審査手数料は5,000円とします。
- 軽微な変更「ルートB」は「建築物省エネルギー適合性判定業務規程別表3」により算出した税抜き金額の10%とします。

避難安全検証法等の審査手数料

別表-7（単位：円）

床面積の合計（㎡）	階避難安全検証法	区画避難安全検証法	全館避難安全検証法
0～2,000	40,000	40,000	50,000
2,000超～5,000	70,000	70,000	80,000
5,000超～10,000	100,000	100,000	130,000

避難安全検証法等の審査手数料

別表-12（単位：円）

床面積の合計（㎡）	階避難安全検証法	区画避難安全検証法	全館避難安全検証法
0～2,000	48,000	48,000	70,000
2,000超～10,000	80,000	80,000	120,000
10,000超～20,000	100,000	100,000	150,000

10,000 超～20,000	130,000	130,000	180,000
20,000 超～50,000	150,000	150,000	200,000
50,000 超	協議	協議	協議

※計画変更申請の場合の審査手数料は、上記金額の 50%とします。ただし、構造計算及び省エネ計算が必要な場合は上記金額の 60%とします。

特記事項<避難安全検証法等の審査手数料関係>

避難安全検証法等により設計を行った場合の確認申請手数料は別表-1 に基づき算定した確認審査手数料に別表-7 に基づき算定した避難安全検証法等の審査手数料を合算します。

20,000 超～50,000	120,000	120,000	170,000
50,000 超	協議	協議	協議

※計画変更申請の場合の審査手数料は、上記金額の 50%とします。

特記事項<避難安全検証法等の審査手数料関係>

避難安全検証法等により設計を行った場合の確認申請手数料は別表-1 に基づき算定した確認審査手数料に別表-9 に基づき算定した避難安全検証法等の審査手数料を合算します。

工作物に関する確認検査の申請手数料

工作物（遊戯施設を除く）の確認検査手数料は、別表-8 及び別表-9 に基づき算定します。ただし、特殊なものについては別途協議によるものとします。

工作物に関する確認検査の申請手数料

工作物（遊戯施設を除く）の確認検査手数料は、別表-13 及び別表-14 に基づき算定します。ただし、特殊なものについては別途協議によるものとします。

工作物の確認検査手数料

別表-8（単位：円）

工作物の指定		確認申請手数料 (1 基当たり)	完了検査手数料 (1 基当たり)
施行令	種別		
令 138 条第 1 項	煙突等、他	20,000×R	20,000×R

※完了検査において当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料（別表-12）が加算されます。

特記事項

$R = h/k$ h：工作物の高さ（m） k：工作物の区分に応じた係数（別表-9）
ただし、Rが1に満たない場合は1として、1を超える場合は小数点以下を切り上げます。

工作物の確認検査手数料

別表-13（単位：円）

工作物の指定		確認申請手数料 (1 基当たり)	完了検査手数料 (1 基当たり)
施行令	種別		
令 138 条第 1 項	煙突等、他	22,000×R	22,000×R

※完了検査において当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料（別表-14）が加算されます。

特記事項

$R = h/k$ h：工作物の高さ（m） k：工作物の区分に応じた係数（別表-14）
ただし、Rが1に満たない場合は1として、1を超える場合は小数点以下を切り上げます。

工作物の区分

別表-9

工作物の区分（令第 138 条第 1 項-1）	k	
第一号 煙突等	$h > 6$	6
第二号 RC 造柱、S 柱、木柱等	$h > 15$	15
第三号 広告塔、装飾塔等	$h > 4$	4
第四号 高架水槽、物見塔等	$h > 8$	8
第五号 擁壁等	$h > 2$	2

工作物の区分

別表-14

工作物の区分（令第 138 条第 1 項-1）	k	
第一号 煙突等	$h > 6$	6
第二号 RC 造柱、S 柱、木柱等	$h > 15$	15
第三号 広告塔、装飾塔等	$h > 4$	4
第四号 高架水槽、物見塔等	$h > 8$	8
第五号 擁壁等	$h > 2$	2

昇降機に関する確認検査の申請手数料

昇降機に関する確認検査の申請手数料

昇降機の確認検査申請手数料は建築物に関する確認申請と同時に申請する場合は別表-10、昇降機のみ単独で申請する場合、または既存建築物等の改造を伴う場合は別表-11に基づき算定します。

昇降機の確認検査申請手数料は当機関で建築物の申請を行う場合は別表-15、他機関で建築物の申請を行い昇降機のみ単独で申請する場合、または既存建築物等の改造を伴う場合は別表-16に基づき算定します。

昇降機の確認検査申請手数料（確認申請と同時に申請する場合）

昇降機の確認検査申請手数料（当機関で建築物の申請を行う場合）

別表-10（単位：円）

別表-15（単位：円）

設置台数の合計	確認申請手数料 （1台あたり）	完了検査申請手数料 （1台あたり）
1台	25,000	34,000
2台～5台	23,000	32,000
6台以上	22,000	30,000
型式部材等製造者認証エレベーター（ホームEV等）	17,000	25,000
非常用のエレベーター	40,000	50,000
小荷物専用昇降機	15,000	20,000

設置台数の合計	確認申請手数料 （1台あたり）	完了検査申請手数料 （1台あたり）
1台	25,000	36,000
5台以上	23,000	33,000
型式部材等製造者認証エレベーター（ホームEV等）	17,000	25,000
非常用のエレベーター	40,000	50,000
小荷物専用昇降機	15,000	25,000

※完了検査において当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。

※完了検査において当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。

特記事項

特記事項

申請者の都合により昇降機と建築物の検査日が異なる場合の昇降機の完了検査申請手数料は別表-11に基づき算定します。

1. 別途申請でない昇降機(建築物と同時)の場合は上記用途に応じた手数料を別表-1の「審査手数料」に加算します。
2. 申請者の都合により昇降機と建築物の検査日が異なる場合の昇降機の完了検査申請手数料は別表-16に基づき算定します。

昇降機だけの確認検査申請手数料（既存建築物等の改造を伴う申請の場合も含む）

昇降機だけの確認検査申請手数料（他機関で建築物の申請を行う場合又は既存建築物等の改造を伴う申請の場合も含む）

別表-11（単位：円）

別表-16（単位：円）

設置台数の合計	確認申請手数料 （1台あたり）	完了検査申請手数料 （1台あたり）
1台	34,000	46,000
2台～5台	33,000	45,000
6台以上	32,000	44,000
型式部材等製造者認証エレベーター（ホームEV等）	25,000	30,000

設置台数の合計	確認申請手数料 （1台あたり）	完了検査申請手数料 （1台あたり）
1台	34,000	48,000
5台以上	33,000	45,000
型式部材等製造者認証エレベーター（ホームEV等）	25,000	30,000
非常用のエレベーター	45,000	50,000

非常用のエレベーター	45,000	50,000
小荷物専用昇降機	25,000	30,000

※完了検査において当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。

特記事項

E V 荷重により構造計算が必要な物件は構造審査手数料として 20,000 円を加算します。

小荷物専用昇降機	25,000	35,000
----------	--------	--------

※完了検査において当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。

特記事項

E V 荷重により構造計算が必要な物件は構造審査手数料として 20,000 円を加算します。

遠隔地割増手数料規程【非課税】

別表-12 (単位:円)

割増料金	大阪府	兵庫県	京都府	奈良県	滋賀県	和歌山県
8,000	能勢町 豊能町 岬町 阪南市 河南町	神戸市北区 神戸市西 区 明石市 三田市 猪名川町	京都市右 京区 京都市左 京区 京都市北 区 京都市西 京区 京都市山 科区 向日市 宇治市 城陽市 京田辺市 木津川市 久御山町	大和郡山 市 天理市 桜井市 橿原市 香芝市 大和高田 市 葛城市 平群町 斑鳩町 河合町 三郷町 安堵町 三宅町 上牧町 広陵町		和歌山市
10,000	千早赤坂 村	加古川市 三木市 小野市 播磨町	亀岡市 精華町 井手町	奈良市月 ヶ瀬 奈良市都 祁 御所市 田原本町 川西町	草津市 守山市 栗東市	紀の川市 橋本市 かつらぎ 町 九度山町

遠隔地割増手数料規程【非課税】

別表-18 (単位:円)

割増料金	大阪府	兵庫県	京都府	奈良県	滋賀県	和歌山県
9,000	能勢町 豊能町 岬町 阪南市 河南町	神戸市北 区 神戸市西 区 明石市 三田市 猪名川町	京都市右 京区 京都市左 京区 京都市北 区 京都市西 京区 京都市山 科区 向日市 宇治市 城陽市 京田辺市 木津川市 久御山町 長岡京市 大山崎町 八幡市	大和郡山 市 天理市 桜井市 橿原市 香芝市 大和高田 市 葛城市 平群町 斑鳩町 河合町 三郷町 安堵町 三宅町 上牧町 広陵町 生駒市 王寺町 川西町 田原本町		和歌山市
12,000	千早赤坂 村	加古川市 三木市 小野市	亀岡市 精華町 井手町	奈良市月 ヶ瀬	草津市 守山市 栗東市	岩出市 紀の川市 橋本市

						太地町 北山村				笠置町 南山城村	天川村 川上村 上北山村 下北山村 十津川村		新宮市 那智勝浦町 串本町 古座川町 太地町 北山村	
<p>(特記事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 同一場所の建築物と昇降機または工作物の確認申請が同時に行われた場合であっても検査日が異なる場合等はそれぞれの検査申請手数料に遠隔地割増手数料を加算します。 建築物省エネ適合判定対象物件の遠隔地割増手数料は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に定める金額の150%とします。 現場検査のために検査員等が当社の定める遠隔地域に出張する場合で、検査の日程及び検査に要する時間等を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費の実費相当額を加算します。 一箇所で複数物件を同時に検査する場合の遠隔地割増手数料は、一物件につき「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に定める金額の50%とします(昇降機・工作物を除く)。 一箇所で複数の昇降機・工作物を同時に検査する場合の遠隔地割増手数料は、検査員の人数、検査時間等を考慮し別途協議し定めることができます。 検査対象面積が3,000㎡を超える物件の場合の遠隔地割増手数料は、「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に定める額の150%とします。 手数料を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。 「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に定めのない遠隔地の遠隔地割増手数料は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に既に定めのある地域との距離等を考慮し定めることができます。 							<p>(特記事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 同一場所の建築物と昇降機または工作物の確認申請が同時に行われた場合であっても検査日が異なる場合等はそれぞれの検査申請手数料に遠隔地割増手数料を加算します。 建築物省エネ適合性判定対象物件で当社が複数名で検査を行う必要があると判断した場合の遠隔地割増手数料は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に定める額の150%とする。 現場検査のために検査員等が当社の定める遠隔地域に出張する場合で、検査の日程及び検査に要する時間等を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費の実費相当額を加算します。 一箇所で複数物件を同時に検査する場合の遠隔地割増手数料は、一物件につき「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に定める金額の50%とします(昇降機・工作物を除く)。 一箇所で複数の昇降機・工作物を同時に検査する場合の遠隔地割増手数料は、検査員の人数、検査時間等を考慮し別途協議し定めることができます。 検査対象面積が3000㎡を超える物件の場合で当社が複数名で検査を行う必要があると判断した場合の遠隔地割増料金は、「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に定める額の150%の金額とする。 手数料を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。 公共交通機関(鉄道、バス)の駅等から検査現場が離れている場合等、追加料金が必要であると当社が判断した場合については別途協議することができる。 「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に定めのない遠隔地の遠隔地割増手数料は「遠隔地割増手数料規程【非課税】」に既に定めのある地域との距離等を考慮し定めることができます。 							
							<p>【経過措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和7年3月31日以前に着工した建築物等の計画変更確認申請、中間検査又は完了検査申請の手数料は、令和7年4月1日施行する手数料規程を適用します。 ただし、令和7年3月31日以前に着工した旧4号特例戸建住宅についての中間、完了検査手数料は令和7年4月1日施行する手数料規程の3号特例(平屋かつ200㎡以下の戸建住宅)の手数料を準用いたします。 令和7年3月31日以前に確認済証を交付し令和7年4月1日以降に着工する建築物のうち、追加審査が必要な場合に限り、以下の手数料を検査申請時に加算します。 							

	<ul style="list-style-type: none">・ 特定木造建築物に係る構造仕様規定の審査が必要な場合は、15,000 円・ 構造計算の審査が必要な場合は、20,000 円・ 仕様基準による省エネの審査が必要な場合は、22,000 円 <p>3. 令和7年3月31日以前に確認を受付し、令和7年4月1日以降に確認済証を交付する建築物は、令和7年4月1日施行する手数料規程を適用します。</p>	
--	--	--